

令和3年度

松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分金助成団体募集要項

松江市社会福祉協議会では、香典返し等の寄付金を社会福祉事業の実施や福祉団体の運営の助成に配分しています。今年度は、助成団体を以下のとおり募集します。

I. はじめに

1. 配分対象団体について

配分対象となる福祉団体とは、「**松江市内に事務所又は事業所を有し、市内の社会福祉の推進を図る団体**」です。

ただし、次の団体は除きます。

「政治団体、宗教団体、営利団体、暴力団、その他篤志寄付金の趣旨に沿わない団体」

2. 団体配分／福祉団体事業配分について

配分金の使用目的によって申請していただく項目が異なります。

A. 主に福祉団体の運営のために配分金を使用する場合・・・・・・・・・・ **団体配分**

B. 福祉団体が市内で行う社会福祉事業のために配分金を使用する場合
・・・・・・・・・・ **福祉団体事業配分**

A. 団体配分と**B. 福祉団体事業配分**では、配分額や申請書類等が異なります。詳しくは次の**II.**以降をご覧ください。

II. A. 団体配分／B. 福祉団体事業配分 共通

1. 配分対象外経費について

次のものは篤志寄付金配分金の対象にはなりません。

- (1) 配食サービス等の材料費
- (2) 遊園地等の入場料
- (3) 人件費（講師謝金等を除く。）
- (4) 食糧費（会議等に出されるお茶、菓子等を含む。）
- (5) 会費等

2. 配分金の減額、取り消しについて

上記「配分対象外経費」及び後述の「広報の義務」については、必ず守ってください。もし守られなかった場合、**配分金の減額、または配分を取り消す**ことがありますので、くれぐれもご注意ください。

3. A. 団体配分とB. 福祉団体事業配分の申請について

A. 団体配分及びB. 福祉団体事業配分双方を申請されること、または、B. 福祉団体事業配分を複数申請されることは可能です。

ただし、申請総額が配分予定額を上回った場合は、原則として、A. 団体配分及びB. 福祉団体事業配分双方を申請した団体から減額します。

4. 配分対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（令和3年度）

5. 申請締め切り

令和3年5月7日（金） 締切厳守をお願いします。

6. 配分金の交付について

提出書類を精査し、篤志寄付金配分委員会の承認を得て配分を決定した後、「配分金決定通知書」をお送りします。配分金を受けられる場合は、通知書送付に併せてご案内する「配分金交付請求書」他関係書類をご提出ください。請求書等の受理後、速やかに配分金を交付します。もし、配分を辞退される場合は、必ず文書でご連絡ください。

なお、申請内容及び収支状況等を精査した結果、配分額を減額することがあります。

また、申請総額が配分予定額を上回った場合も配分額を減額することがあります。

7. 実績報告について

翌年度初めに実績報告をしていただきます。

提出時期については、事務局から別途ご案内いたします。

Ⅲ. A. 団体配分

1. 配分額について

基本配分額は、次のとおりです。

団体区分	基本配分額
①全市的に活動している団体	130,000 円
②作業所・当事者団体	45,000 円
③その他の団体	10,000 円
④特別配分団体	別途ご案内します。

この基本配分額に加算または減額して申請してください。事業内容・収支状況等を勘案して配分額を決定します。

2. 広報の義務について

①次のものには、必ず□内の文章を印字してください。

(1) 団体運営に係る資料（広報誌、総会等で会員に配布する冊子等）

当団体（会）は、松江市社会福祉協議会から配分を受けた篤志寄付金（香典返し等寄付金）を財源の一部として運営を行っています。

②事業終了後、実績報告の際には、広報誌、総会等で会員に配布した冊子等を併せて提出してください。

3. 提出書類について

①配分金交付申請時の提出書類

- (1) 配分金交付申請書「別紙1 (団体配分用)」
- (2) 定款または会則
- (3) 収支予算書
- (4) 事業計画書

*上記(1)(3)(4)については、併せて事務局担当者メールアドレス宛に提出書類データを送付してください。

②実績報告時の提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前述の2. の書類（広報誌、総会等で会員に配布した冊子等）

IV. B. 福祉団体事業配分

1. 配分額について

配分を希望する1事業あたりの配分限度額は、総事業費の4分の3、かつ200,000円です。限度額以上を申請されても配分できませんのでご注意ください。

例：事業総額 300,000 円の場合 ⇒ 配分申請上限額 200,000 円

福祉団体事業配分については、あくまでも配分決定事業に対する配分金です。余剰が出て、他の事業に繰り入れることはできませんのでお気を付けください。

なお、配分金の余剰が出た場合、または配分金が事業総額の4分の3を超えた場合は、その分を返還していただきますのでご承知置きください。

2. こどもの居場所づくり支援事業について

新規立ち上げ及び開催については、上記1の配分額を適用せず、初年度1会場8万円を限度に配分し、2年目以降の配分額は別途協議するものとします。

事務局／社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 総務課

〒690-0852 松江市千鳥町70番地

TEL：0852-21-5773 / FAX：0852-21-5377

E-mail : mikami@shakyou-matsue.jp